		日	号外	ページ
	○個人情報保護委員会、総務省			
一	電気通信事業における個人情報保護に関するガイドラインの一部を改正する件	一三	二	
二	「放送受信者等の個人情報保護に関するガイドライン」の一部を改正する告示	二七	四	
三	「郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン」の一部を改正する告示	二七	四	
四	「信書便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン」の一部を改正する告示	二七	四	
	○個人情報保護委員会、法務省			
一	「債権管理回収業分野における個人情報保護に関するガイドライン」の一部を改正する告示	二七	五	
	○個人情報保護委員会、経済産業省			
一	「信用分野における個人情報保護に関するガイドライン」の一部を改正する告示	二七	六	
二	経済産業分野のうち個人遺伝情報を用いた事業分野における個人情報保護ガイドラインの一部を改正する件	三一	六九	
	○金融庁			
一八	本庁監理金融商品取引業者等を指定する件の一部を改正する件	一七	四	
一九	保険業法施行規則第七十三条第一項第二号の規定に基づき支払備金として積み立てる金額を定める件の一部を改正する件	二二	四八	
二〇	銀行代理業者に係る銀行代理業の許可がその効力を失った件	二二	四八	
二一	銀行法施行令第十七条の二第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限等を定める件の一部を改正する件	二二	五一	
二二	財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件の一部を改正する件	二七	五八	
二三	連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件の一部を改正する件	二七	五九	
二四	信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件	二八	二	
二五	最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件の一部を改正する件	二八	二九六	
二六	信用金庫法施行規則第百三十二条第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項の一部を改正する件	二八	五七	
二七	金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社が経営の健全性の状況を記載した書面に記載すべき事項を定める件の一部を改正する件	二八	七五	
二八	銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の一部を改正する件の一部を改正する件	二八	八三	
二九	銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等に規定する金融庁長官が別に定める格付機関及び適格格付機関の格付に対応するものとして別に定める区分の一部を改正する件	二八	八四	
三〇	金融庁長官が別に定める適格格付業者及び適格格付機関並びに適格格付業者の格付に対応する区分及び適格格付機関の格付に対応する区分を定める件の一部を改正する件	二八	八四九	
三一	信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫連合会がその経営の健全性を判断するための基準として定める流動性に係る健全性を判断するための基準の一部を改正する件	二八	八五一	
三二	金融商品取引法第五十七条の十七第一項の規定に基づき、最終指定親会社が当該最終指定親会社及びその子法人等の経営の健全性を判断するための基準として定める最終指定親会社及びその子法人等の経営の健全性のうち流動性に係る健全性の状況を表示する基準の一部を改正する件	二八	八五四	
三三	信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫連合会がその経営の健全性を判断するための基準として定める流動性に係る健全性を判断するための基準の一部を改正する件	二八	八五六	
三四	信用金庫法施行令第十一条第十二項第四号並びに信用金庫法施行規則第百十三条の五第二項、第百十四条第二項及び第四項から第六項まで、第百十五条第一項及び第二項並びに第百十七条の規定に基づき合算関連法人等から除かれる者として金融庁長官が定める者等を定める告示の一部を改正する件	二八	八五八	
三五	特別金融商品取引業者及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該特別金融商品取引業者及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件の一部を改正する件	二八	八五九	